

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の職業安定法
規制の名称	募集情報等提供事業に係る規制の整備
規制の区分	新設
担当部局	厚生労働省職業安定局需給調整事業課
評価実施時期	令和4年1月
規制の目的、内容及び必要性	募集情報等提供事業の適正な運営を確保するため、特定募集情報等提供事業に係る届出制及び事業概況書を導入するとともに、苦情処理を義務付け、及び求職者からの報酬受領を禁止し、行政処分等の指導監督に係る規定の整備を行う。
直接的な費用の把握	遵守費用として、特定募集情報等提供事業に係る届出及び事業概況報告書の提出への対応が生じる。ただし、オンラインによる提出を可能とし、簡素な内容とする予定。 行政費用として、届出に対応し、指導監督等を行うため、厚生労働省において若干名の人員の増員を行う。
直接的な効果(便益)の把握	募集情報等提供事業を行う者について、適正な事業運営を確保することにより、労働者が正しい情報に基づいて求職活動を行うことができると同時に、労働者の募集を行う者や職業紹介事業者等もよりの確な労働者とのマッチングの恩恵を受けることができる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	特定募集情報等提供事業に係る届出や概況報告書への対応に伴う費用の増加はあるものの、労働者になろうとする者が、よりの確なマッチングを安心して利用することができるようになることから、増加する費用を上回る便益を得ることができると考えられる。
代替案との比較	特定募集情報等提供事業について、届出ではなく事業情報の公開を義務付けつつ、苦情処理や報酬受領の禁止を努力義務とし、行政処分の対象としないことも想定される。この場合、事業情報を十分に把握できず、苦情処理・報酬受領の禁止に関する責務も履行されないことが考えられ、改正案の同程度の便益が期待できないばかりか、遵守している適正な事業者のみ費用が生じるおそれがある。
その他の関連事項	特になし。
事後評価の実施時期等	雇用保険法等の一部を改正する法律案の附則の規定に基づき、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を行う。